

平成 26 年度
恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金
公募要領（追加実施）

平成 26 年 5 月

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課
大阪ミュージアム構想グループ

I 補助事業の背景・目的について

大阪府では、『「明るく」「楽しく」「わくわく」するまち・大阪』の実現を目指して、まち全体を「ミュージアム」に見立て、魅力的な地域資源を発掘・再発見し、磨き・際立たせ、結びつけることにより、大阪のまちの魅力を内外に発信する「大阪ミュージアム構想」を推進しています。

大阪ミュージアム構想の推進フローの中でも、地域資源を磨き・際立たせるためには、地域の皆さん自身が地元存在する地域資源の魅力に気づき、誇りを持ち、地域が主体となって地域資源を集客魅力として磨き上げていくというプロセスが重要です。

このため、大阪府では、府民をはじめ多くの皆様から寄せられた寄附を財源とする「大阪ミュージアム基金」を活用し、観光集客魅力の向上に資するよう、広域的な観点に立ったまちの魅力づくりを推進するとともに、地域が主体となって取り組む恒常的なまちの魅力向上及び景観形成並びにまちの魅力発信を支援することにより、住民参加によるまちの魅力向上とホスピタリティの向上に寄与することを目的とし、もって集客効果、経済効果、持続効果といった“まちの魅力づくりの好循環を生み出す”公益的な効果を期待し、本補助制度を設置・運営します。

II 補助対象事業等について

補助金の交付の対象となる事業は、歴史的な街道や複数の市町村にまたがる広域的なエリア、又は一つの市町村内であっても寺内町や歴史的建造物群、広大な棚田など内外に誇れる地区や地域のシンボルとなるような特定エリアにおいて、地域が主体となって取り組む次の1～3の全てに該当するものです。

1. 大阪ミュージアムの登録物を活用し、又は今後登録されるものを活用すると見込まれる事業。

2. 次のいずれかに該当する事業。

(1) 恒常的なまちの魅力向上・景観形成事業

エリアのテーマに応じた恒常的なまちの魅力向上・景観形成に資する事業。

(ア) まちの魅力向上・景観形成

民有地等*を活用して行う以下の取り組み。

- ・町並みに調和した灯籠、道標、案内図、ベンチ、花壇などの設置
- ・歴史的・文化的な建造物を紹介する案内板の設置
- ・年間を通じて行う町並みや建造物のライトアップに必要な機材の整備
- ・修景整備を先導する広告看板、照明灯、暖簾、日除けの設置 など

(※) 民有地等とは、民有地だけでなく補助申請団体が維持管理している、又は維持管理予定の公共空間を含む。

(イ) 関連事業 ((ア) に伴い実施するもので集客に資する事業)

- ・まちの魅力向上・景観形成の取組みをアピールするために必要な広報・啓発資料の作成。
- ・複数年にわたって継続的に実施するイベント等集客事業。

(2) まちの魅力発信・集客事業

エリアのテーマに応じて、新たに又は既存事業から大幅な見直しを行い、特定の期日又は期間を限定して実施するまちの魅力をアピールする取組みであり、複数年にわたって継続的に実施し、集客効果が期待できる事業で、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する事業。

(ア) ツーリズム推進

魅力ある地域資源を観光するとともに、様々な体験や交流する着地型観光やまち歩き等、ツーリズムの定着に向けた取組みを推進する事業

(イ) 水と光の魅力づくり推進

水と光による魅力づくりにより、地域が光り輝き、人が集い、まちの賑わいを生み出す取組みを推進する事業

(ウ) 食を通じた魅力づくり推進

地域に伝わる食文化を育み、創造するとともに、発信することにより、まちの賑わいづくりを推進する事業

3. 大阪ミュージアムのシンボルマークを表示する等、大阪ミュージアム基金のPRに努め、同基金の確保に資する事業。

Ⅲ 応募の資格及び要件について

1. 応募の資格

補助金の交付対象は、府内において地域の魅力づくり、魅力発信、観光集客資する活動を営む地域住民が構成員となる団体、公共的団体、実行委員会等とし、補助事業の効果を継続的に維持・向上していく熱意を持って主体的に地域の魅力づくりに取り組んでいただける団体が対象です。

(団体例) 観光協会、商工会議所・商工会、青年会議所、自治会、〇〇まちづくり協議会 など

2. 応募の要件

次のいずれにも該当することが応募の要件となります。

- (1) 地元市町村が推薦する事業であること。
- (2) 本公募要領Ⅶの補助事業者の義務等を厳守すること。

IV 補助率及び補助対象経費等について

1. 補助率及び補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、継続的に使用できるものにかかる経費（初期経費）で、補助率及び補助対象経費は、以下のとおりです。

対象事業	初期経費 ^{※1} (補助対象経費)	補助率及び上限額
(1) 恒常的な まちの魅力向上・景観形成 事業	(ア) まちの魅力向上・景観形成	事業費の2/3以内 上限：3,000千円 ※ただし、補助額に占める経費比率は、(ア)にかかる経費が7割以上であること。
	(イ) 関連事業	
(2) まちの魅力発信事業	(ア) ツーリズム推進	事業費の1/2以内 上限：1,500千円

	費	
(イ)水と光の魅力づくり推進	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーションの実施 (LED等の照明機器、リーフレット作成費) ・水をテーマとした催しの実施 (テント、パネル、音響機器、看板、リーフレット作成費) ・その他必要と認められる経費 	
(ウ)食を通じた魅力づくり推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域グルメ情報等のマップ作成 (印刷費) ・食関連イベントの開催 (テント、パネル、音響機器、看板、リーフレット作成費) ・その他必要と認められる経費 	

※1 初期経費（補助対象経費）は継続的に使用できるものにかかる経費とし、リース料、バス借上料、賃金、謝礼、運搬費、燃料費、傷害保険料等の継続的に使用できない経費を除く。

※2 民有地等とは、民有地だけでなく補助申請団体が維持管理している、又は維持管理予定の公共空間を含む。

2. 財産の処分条件

(1) 取得価格が1件（品）につき10万円以上のもの。

品種	品目	品名	期間
機械器具類	光学器具類	映写機、幻灯機、照明灯等	5年
繊維類	繊維類	旗類（暖簾、バナー等）	5年
雑品類	雑品類	モニュメント、ベンチ	5年
雑品類	雑品類	看板、案内板	3年

ただし、上記に記載のないものについては、5年とする。

(2) 取得価格が1件（品）につき、10万円未満のものは3年とする。

3. 事業実施期間

交付決定日から平成27年3月31日までとします。

V 応募書類の提出について

1. 受付期間

平成26年6月25日までに提出

2. 提出方法

応募される団体は、様式第1号に必要な書類を添えて、市町村（大阪ミュージアム構想担当課）を経由して提出してください。

3. 提出先、問い合わせ先

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課
大阪ミュージアム構想グループ

TEL 06-6210-9302 E-mail toshimi ryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

4. 提出書類一覧

- ・市町村送付文
- ・様式第1号
- ・事業計画書（参考様式）
- ・事業内容がわかる資料
- ・団体の規約、名簿、事業計画、事業予算関連資料

5. その他留意点

大阪府（関係法人等を含む）が助成する他の制度（恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金以外の補助金・委託費等）と重複した内容での交付申請書（本申請書の提出以降を含む）の提出は認められませんのでご注意ください。

なお、他の制度との併願・併用等について疑問がありましたら、事前にご相談ください。

VI 採択の審査及び結果通知について

1. 審査方法

審査は、提出された事業計画書に基づき、実現性、広域性、独自性等を踏まえ、大阪ミュージアム構想企画委員の意見を参考に、大阪府が決定します。

なお、決定に当たり、申込者から計画内容について説明を求める場合があります。

2. 主な審査内容

(1) 事業の実現性

- ・計画期間内に実行可能な計画となっているか
- ・継続的な取組みにつなげていくための体制又は地域団体等との連携のしくみが整っているか

(2) 事業の広域性、特定性

- ・周辺地域・市町村等との連携又は一体感を醸し出せるか

(3) 事業の集客性

- ・関連事業等も含め、補助事業終了後も集客の取組みが期待できるか

(4) 事業の独自性

- ・住民が地元に着愛を感じる取組みにつながるか
- ・府内の先進的な取組みとなることが期待できるか

3. 採否の通知等

審査の結果、補助金を交付するのが適当であると認められた申込者に対し、その額を内定し、市町村を経由して通知します。採択者は、補助の交付に係る手続きを所定の期間内に行ってください。

4. 公募・審査スケジュール（予定）

受付期間	6月25日まで
現地確認・ヒアリング等	6月下旬～7月上旬
採択審査	7月中旬
採択内定	7月下旬
交付決定	8月下旬～9月上旬

VII 補助事業者の義務等

1. 本補助事業の成果に関する調査

- (1) 補助事業の成果を把握するために、補助年度及び補助後3年間にわたって、年度毎に事業の

完了した翌日から起算して30日以内に、事業の完了日が年度末の場合にあつては翌年度の4月20日までに、市町村を經由して成果報告書を提出していただきます。

- (2) 知事は、提出のあった成果報告書の内容を踏まえ、事業の改善の必要がある場合は、補助事業者に対し、指導することができます。補助事業者は指導を受けた場合は、真摯に対応するものとしします。

2. 大阪府補助金交付規則等の遵守

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、大阪府補助金交付規則等の規定を遵守していただきますので御留意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象経費の区分ごとに配分された額（20%以内の変更を除く）又は内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に大阪府知事の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了した翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書を大阪府知事に提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しておかなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「取得財産管理台帳」を備えて、的確に管理しなければなりません。なお、取得財産等については、別に定める期間において、処分すること（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、補助金の全部又は一部を、府に納付していただくことがあります。